

平成27年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成27年3月16日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教育委員	長	小泉正和君
教育	長	伊藤孝生君
総務課	長	高野光司君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	石井博美君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	鬼澤俊一君
会計課	長	菅田哲夫君
学校教育課	長	海老原貞夫君
生涯学習課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 宮 本 正 裕
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成27年3月16日（月曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 利根町職員の配偶者同行休業に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 利根町都市計画事業基金条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 利根町防災基金条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 利根町保育の実施に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第16号 | 利根町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第18号 | 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止について |
| 日程第14 | 議案第19号 | 平成27年度利根町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 | 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第21号 | 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第22号 | 平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第23号 | 平成27年度利根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第24号 | 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第25号 | 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算 |

- 日程第21 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第23 議員提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第24 議員提出議案第3号 米価下落等への対策を求める意見書
- 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号
- 日程第2 議案第2号
- 日程第3 議案第3号
- 日程第4 議案第4号
- 日程第5 議案第5号
- 日程第6 議案第6号
- 日程第7 議案第7号
- 日程第8 議案第8号
- 日程第9 議案第9号
- 日程第10 議案第10号
- 日程第11 議案第16号
- 日程第12 議案第17号
- 日程第13 議案第18号
- 日程第14 議案第19号
- 日程第15 議案第20号
- 日程第16 議案第21号
- 日程第17 議案第22号
- 日程第18 議案第23号
- 日程第19 議案第24号
- 日程第20 議案第25号
- 日程第21 議員提出議案第1号
- 日程第22 請願第8号
- 日程第23 議員提出議案第2号
- 日程第24 議員提出議案第3号
- 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

本日、議員から意見書の追加議案2件、厚生文教常任委員長、並びに予算審査特別委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案に対して質疑の通告をされている議員は3名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により10番五十嵐辰雄議員。

○10番（五十嵐辰雄君） おはようございます。それでは、質疑をいたします。

議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

利根町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、現行条例では所掌事項で第2条、「町長は、議員報酬の額及び町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。」と、これについて今度新しく教育関係の法が変わりまして、改正案でございますが、教育長の給料の額については審議会の意見を聞くと改正されております。

そこで質疑通告をいたしましたけれども、教育長の新給料でございますが、これは審議会の意見を聞くのかどうか、その点お伺いします。

そして、この条例を素直に読みますと、新教育長の給料は特別職審議会等の意見を聞くとなっておりますが、それでは4月1日に発生します新しい教育長の給料につきましては、審議会の意見を聞くのかどうか、それを伺います。

その場合、新条例が施行した場合に事務手続はどのような手続をとりますか、それもあわせて総合的に伺います。

もう1点でございますが一緒に伺います。利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、この条例は教育公務員特例

法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定によりまして定められております。この法律は平成26年法律第76号により改正されました。改正では、この第16条は削除しております。

現行条例でございますが、これは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により定められております。その定めてあります本則ですね、法律の条文でございます。第16条は削除しております。そうしますと、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例は効力を失います。これは現行法が改正して削除しますと、27年の午前零時を期して旧法は効力がありませんので、27年の4月1日の午前零時、これは新法によって日本の教育行政は失効されます。

ですから、この場合、単なる看板の書きかえ、看板の塗り直しでなくて、字句の改正でなくて、現行条例は全部改正して新しい条例によってスタートするのが新教育行政の根幹でございます。字句の訂正によって法改正をしたという根拠をお伺いします。

以上、1点、2点を含めまして総合的な見地からお答えください。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、第3条関係の改正について、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問に対しまして答弁を申し上げます。

1点目の教育長の給料については、条例の定める利根町特別職報酬等審議会の意見を聞いてからでないといふ月額は決められない。行政手続をどのように考えるかという質問に対してお答え申し上げます。

今回の改正につきましては、あくまで新教育長を特別報酬等審議会の審議対象者に含めるといふことでございます。今現在では議員と町長のみが審議会条例の対象だということでもあります。ですので、4月からの給与につきましては、今回の改正条例第4条の規定に基づき、改正後の利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例に基づき、従前どおり給与を支給することになっております。

また、今後、町長の諮問に応じ金額を変更するときは、当然、特別報酬等審議会を開催して委員の意見を聞いた上で議案を上程する手続となっておりますことから、今回の条例改正については審議会を開催しておりません。

また、ほかの条例につきましては、ご存じのとおり、平成27年4月1日から施行するといふことで、新教育長を特別職等審議会のメンバーに加えたといふことでございます。

○議長（井原正光君） 続いて、第4条の改正について、海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正で、同条は教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき制定されており、同法第16条が削除になったので、同条例は効力を失い、字句の改正ではなく、全部改正しなければならないのではないかという質問でございますが、今回の

利根町教育委員会の教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正案を作成するに当たりまして、五十嵐議員が質問しましたように、第1条の趣旨の規定の根拠法令の条項が削除されたため、同条例を廃止し新たに制定するという方法と、関係条例の整理に関する条例の中で一部改正する方法の二つの方法があります。

理屈から言えば、この条例を廃止して新たに制定するというところだと思いますが、今回は教育公務員特例法第16条第2項の削除は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法律の改正が行われているところから、関係条例の整理に関する条例の字句の一部を改正したほうがわかりやすいということで、このような方法をとりました。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、総務課長と海老原学校教育課長に再度質問いたします。

教育長の報酬ですが、これは審議会の意見を聞かなくても現行条例の金額が変わらなければいいと理解してしまうんですけども……（「そういうことないよ」と呼ぶ者あり）いや、うるさい、あんた、黙っている。

これは、変わっても変わらなくても条例があるんですから、これはかけるのが普通ですよ。何のための高野課長は条例に加えたんですか。加えなければ、そういう必要はないと思うのです。加えたからには、行政というのは手順を踏んでやるのが普通ですよ。この報酬審議会にかけるということは、よく上げるんだからかけるとか、下げるんだからいいとか、そういう金額の上げる下げるには関係ないですよ。

条例というのは、役場というのは、町民の負託に応じてやるのが役場ですから、行政と町民との信頼関係の構築は、ちゃんと条例を遵守してやるのが今の民主主義の根幹でございます。上げるからかけるとか、下げるからいいとか、そういう簡潔な答弁では、私はちょっと理解できません。その点、もう一度高野総務課長にお伺いします。

それから、海老原学校教育課長の今の答弁ですと、確かに立法の精神からしますと、全部廃止して新しくつくる方法と、あとは条文の解釈上、字句の訂正のほうがわかりやすいという答弁ですけども、これは教育委員会の学校教育課長は行政関係では事務方のトップですから、ですから教育委員会の統一した意見と私は理解しますけれども、どうもわかりやすいという言葉、わかりにくいとか、これについてはどの辺の程度かわからないです。

条例の改正については、例えば交通機関のダイヤ改正、これは一般的には午前零時を期してダイヤ改正をしますけれども、交通機関というのは、同じ路線は2本は必要ないから1本廃止してしまいますけれども、この場合、新しい法律ができて4月1日に変わる場合は、普通の場合ですよ、法をつくる場合には附則とか何か必ずつきます。附則をつけないと新しい新法に円滑にスムーズに移行しませんので、多分この法第16条第2項についても附則があると私は理解しておりますけれども、附則があるのかどうか。多分全国的な改

正ですから、いろいろなケース・バイ・ケースがあると思うのです。この法の場合は附則があるかどうか、その附則についてまでちょっと突っ込んでお伺いします。

せっかくきょうは教育委員長も議会のほうにご出席になられておりますので、ここで海老原学校教育課長と教育委員長にお尋ねします。

これは、わかりにくいとか、わかりづらいとか、そういう点を一般の町民が理解するのが行政でございますので、議会でだけ一部の人が理解してもしようがないです。よくわかりやすく説明願いたいんです。

字句の改正だけでやったほうが、海老原学校教育課長はわかりやすいとか、余り改正するとわかりにくいとか、混乱を来すとか、そういう先読みをしたのでなくて、理屈でなくて、理屈は誰がつけたんですか、この理屈の定義を誰が理屈をつけたのか、その理屈をつけた人まで今回はどうしても聞きたいんです。

海老原学校教育課長の答弁ですと、理屈抜きとか理屈ですね、その理屈をつけた場合の理屈ですね、あともう一つ、わかりやすいと、わかりにくいのが、それをよく明示してはっきりとわかるようにご説明をお願いします。

○議長（井原正光君） まず3条関係について、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、質疑に対して答弁を申し上げます。

先ほど第1回目で五十嵐議員が言われたとおり、条例を遵守するという形で私どもは行っているところでございます。

まず審議会条例の第1条（設置）ということで、町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、利根町特別職報酬等審議会を置く。

第2条は所掌事項でありまして、現行で言いますと、町長は、議員報酬の額及び町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとするということで、今現在は教育長が含まれていないということで、ここには含まれていないということです。

また、金額についても改めて議会のほうに提案していないということ、変わらないということですので、議会に給与の額に関する条例を提出していないため、審議会を開催して意見を聞けなかったということでございます。

○議長（井原正光君） 次に、海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えします。

先ほども言いましたように、理屈から言えば、一旦廃止して新規にまた制定するということだろうと思うのですが、手法としてはどちらで行ったとしても特に問題はありません。

それと経過措置で附則ということですが、この附則は27年4月1日から施行するところがありますので、4月1日は新制度になりますので、経過措置の附則は必要ありません。

○10番（五十嵐辰雄君） わかりやすい、わかりにくいについては。

○議長（井原正光君） それは条例に関する件ですから、わかりやすいとか、わかりにくいのは教育委員会委員長でなくて、事務局サイドにおいて、これ答弁すべきことだと私は理解していますので、再度、お願いします。

五十嵐議員。

坂本議員、ちょっと黙っていてください。

○10番（五十嵐辰雄君） 町長の諮問ですが、これは額が変わらなければいいでなくて、これは旧法によった教育長の給料ですね、これは旧法は失効したんですよ。45万何がしが妥当かどうか、今度の場合は職責が重責ですからもっと上げていいと思うのです。今は教育委員会の中の互選で選ばれた教育長ですよ。今度は町長が指名任命するんですから、重責でございますので、今の45万円がいいかどうか、これのご判断は町長と思うのですけれども、町長が諮問しなければ開けないと思いますけれども、この4月からできます新制度の教育長は重責でございます。そういう点も配慮して、条例をただ解釈は妥当かどうかわからないんですけれども、正式には旧法による45万何がしという金額は、これは旧法の給料ですから、新法による給料は、当然町長は諮問して、ちゃんとした手順を踏んで決めるのが一番説明責任といいますか、わかりやすい方法です。

それから、議長から今注意を受けましたけれども、わかりづらい、わかりにくいとか、これは装飾的な語でございますが、日本語は非常に難しいのでございます。理解度が、私がちょっと頭が悪いから理解が乏しいと、そう自問自責しますけれども……（「そうだ」と呼ぶ者あり）うるさいよ、あんた、何言ってるの、あんたは関係ないよ。

○議長（井原正光君） 坂本議員に申し上げますが、これ以上やるとあなたに退場を命じますから、あなたは発言を妨害している。

続けてください。

○10番（五十嵐辰雄君） これは、今度4月からは、戦後の教育委員会制度が余り機能しないということで大分国民的議論を深めまして、今度変わります。今が一番教育行政の転換期でございます。ですから、海老原学校教育課長、その点もよく加味して十分な対応をお願いしたいと思います。

報酬については、何度聞いても総務課長はそういった条文に書いてあるとおおり、素直に解釈しております。もう一度海老原学校教育課長と高野総務課長に、ちょっと私も納得できないんですよ、何か自分勝手に、自分よがりに解釈してありますので、それではこういった手続について、県内は44市町村ございますけれども、よくどこの市ではどうのこうの、何市はどうのこうの、村はどうのとか、近隣の市町村の事例を出しますけれども、行政は、地方自治体は、利根町は利根町で責任を持ってやるのが地方自治でございます。誰かが言ったでなくて、これ今の教育行政というのは独立権を持っているんですから、現在は町長の命令下ではないんです。ですから、茨城県全体の状況をよく判断して、利根町が手続上間違ったことのないよう、ひとつ慎重をお願いしたいと思います。

その点、その方向について県内の状況を含めまして、海老原学校教育課長がそういうご判断をしたと思うのですが、県内の状況について、もし参考資料があればここでお答えいただければと思います。

あと、高野総務課長についても、各市町村のこういった事例について、もし調べてあれば、この席でご発表願います。

○議長（井原正光君） それでは、第4条関係について、海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 県内でどういうふうな条例制定をしているかということですが、どの市町村という個別なものは聞いていないのですが、県のほうで全体的に聞いたところ、両方の手法があると。廃止して新たに制定したところと、利根町のように改正したところと両方あります。

あと、首長等の特別職の条例に組み込む方法もあるということです。

○議長（井原正光君） 次に、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

私ども、先ほど五十嵐議員も言われたとおり、条例を遵守するんだということでありませう。この条例につきましても、現行法の条例につきましても、平成7年の9月14日に条例を可決されたということで議会の承認を経ていると。この条例につきましても、町民のほうに告示して多く知られているところだと思います。ですので、この条例を遵守してやるのが我々執行機関だと思っております。

これは4月1日以降、新教育長が特別職になったので、新たに教育長を特別報酬等審議会の対象者ですよということについてご審議をいただくということでございます。

また、近隣はどうだという質問に対してお答え申し上げます。

まず、現行どおりの金額をやっている市町村についてお答え申し上げます。まず、茨城県が同額でございます。龍ヶ崎市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、境町が同額ということになります。

利根町は海老原学校教育課長が言われたとおり、金額の訂正をしなくて字句の訂正をしたと、金額の訂正がないので、先ほど審議会条例で言ったとおり、額の変更がある場合は意見を聞いてと。また条例を提出するということもありませんので、審議会を開かなかったということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

次の2番目の質疑通告者は議長である私です。会議規則第53条の規定により、議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長、議長席をお願いいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長若泉昌寿君着席〕

○副議長（若泉昌寿君） それでは、議長の質疑の間、副議長である私が議長の職を務めます。議事運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

引き続き議案第1号に対する質疑を行います。

12番井原正光君。

○12番（井原正光君） 12番井原正光でございます。久しぶりに質疑をいたします。

この議案第1号につきまして伺っていくわけですが、今回のこの第1号の議案、これは単に文言を削除するとか、あるいはまたつけ加えるという単純な内容のものではありません。提案理由の中で述べているので、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、つまり新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関係例規を改めたいという提案理由でございますが、しかし今回の改正の内容は、もっともっと多くの重要な事項が含まれていると、私は感じています。

私の意見を述べることはちょっとまずいんですけれども、先に改正の理由について意見を申し上げておきたいと思えます。

今回の改正の内容は、今言ったように多くの重要な内容が含まれています。それは、私ばかりでなくて、きょう出席されておられる議員も、あるいはまた今答弁されておられる執行部の皆さんも、それは重々理解をしているということだと私は理解しています。今後の利根町の教育行政はもちろんのこと、一般行政にも、また町民にも累を及ぼす行政執行上の問題であります。ですから、我々議会は慎重にその改正内容を見極め議論すべきものと思ったので、私は今回質疑をいたすものでございます。

まず、通告してあります第1点目、第3条について、利根町特別職報酬等審議会の審議内容についてということで通告をさせていただきました。

この第3条を見ますと、利根町特別職報酬等審議会の条例の一部を改正する、第2条中「及び町長の給料の額」を「並びに町長及び教育長の給料の額」に改めるということになっております。これを利根町特別職報酬等審議会の条例を見ますと、この第2条全文を、現行案を読んでみますと、所掌事項として、第2項、「町長は、議員報酬の額及び町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。」、これが今度は改正されまして、「町長は、議員報酬の額並びに町長及び教育長の給料の額」について、この審議会の意見を聞くものとするということで、教育長の給与の額も今度はこの特別審議会の条例によりまして意見を聞かなければなりません。そういうことになりました。

そういうことで、今回新たに教育長が、新教育長と言いますか、教育長がこの給料の額について定めるときには意見を聞かなければならないということでございます。もちろん条例によりまして審議会が開かれ審議されたと思えますので、その審議内容をまずお聞きしたい。

今、五十嵐議員の質問とちょっとダブるかもわかりませんが、既に条例はこのように改正されているんですから、当然これは審議の対象になってしかるべきですから、こ

それは審議されたということですので、その委員会の皆さん方の意見はどうだったのかなということでお聞きをいたすものでございます。

それから、2点目の第4条について、条文の文言「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」が今回削除されたということ、新しくなられる教育長の服務などについてはどうなっているのかということでお聞きをいたすわけでございます。

教育公務員特例法というのは、ご承知のように、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務と、その責任の特殊性に基づき教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定されている法律でございます。その法律の第16条の2項を削除するというごさまで、その16条の2項というのは、ではどのようなものであるかということ、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については他の一般職に属する地方公務員とは別個に地方公共団体、つまり利根町の条例で定めなさいよということになっています。その定めたものが、先ほどから議題になっている利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例ですね。この中の趣旨そのものが削除されたんですね。ですから、現行のといいますか、教育長の勤務、給料等については全てなくなってしまった。ここから削除されたということ、服務等についてはどうなのかなということ、ちょっとお聞きをしたいわけでございます。

それから、3点目の附則について、現教育長（伊藤教育長）は3月22日に任期満了となるわけです。3月31日までの間、不在となるわけですけれども、そうしますと私はこの経過措置を設けておいて対応すべきじゃないかと考えましたので、その経過措置を設けない理由は何なのか、それについてお聞きしたいと思います。

○副議長（若泉昌寿君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、井原議員の質問にお答え申し上げます。

重複して申しわけありませんけれども、井原議員言われたとおり、今提案された条例は、また改正されましたと言っていますけれども、またこの議会で審議していただいて、可決するかどうかわからない。我々は27年の4月1日から施行したいということで、改めて審議会条例の中に特別職、教育長が含まれたので、この教育長も対象にしたいということで、この条例は27年4月1日から改めて議決を経て、いいだろうと言ったときに施行するということでもあります。

現時点では対象者になっていないということですね。対象者は井原議員言われたとおり、2条の段階で議員の報酬または町長の給料しか審議会の対象になっていないということでもあります。そういうことから、審議会に諮問して意見を聞かなかったということです。

また、先ほど五十嵐議員の質問の中でお答えしておりますとおり、この条例が改正されれば、新たに議員と教育長と町長の報酬等を議会に条例改正する場合、上がった、下が

ったりについて提案する場合は、4月以降、審議会の意見を聞いて議会の議決をいただくということになります。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それでは、質問にお答えいたします。

第4条の教育長の服務についてのご質問ですが、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する一部改正の第1条中、「教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき」が削除される教育長の服務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新たにこの法律の中で規定されております。

このように新教育長の服務については、改正後の地方行政の組織及び運営に関する法律第1条で規定されておまして、守秘義務や職務専念義務に関する規定、また営利等従事許可の制限や政治的行為の制限などの規定が盛り込まれております。

それと3点目の附則の質問についてでございますが、現教育長は3月22日で任期満了となりまして、4月までに間があるということで経過措置を設けない理由についてという質問でございますが、まず、条例の施行日は、先ほど申し上げましたように、平成27年4月1日から施行するものでございます。

4月以降も現行制度で行くという場合につきましては、経過措置を設けることになっておりますが、新制度で行く予定でございますので、3月23日から3月31日まで教育長の空白期間の対応につきましては、職務代理者が行うことになり、空白期間について経過措置を設ける想定はしておりません。

○副議長（若泉昌寿君） 12番井原正光君。

○12番（井原正光君） 何かどうしても27年の4月1日にこだわっているような答弁をされておりますけれども、私が聞いているのは、その間、4月1日になるまでの間をどうするかということで、それを議論しているわけです。

では、第1問目から、特別職報酬等審議会の条例のほうから伺っていきますけれども、何か意見が食い違うようなんですけれども、これは改正案ですから、今度教育長を加えて、教育長を含めて審議会の意見を聞くんだよということなんですね。ですから、その対象相手に4月1日から新教育長の給与の額を加えてあるわけです。新教育長になる人の給料の額について審議会に諮らなければならないということなんですね。当然意見を聞くということなんですね。

新しい教育長の給料の額が、この審議会の対象になったわけですから、当然議会で提出されるこの議案の前に、この文面からいくと、町長は、つまり遠山町長は第2条、いわゆる所掌事項が定められていますから、教育長の給与について審議会の意見を聞いて議会で諮らなければならないということですね。ですから、私ども議員は当然審議会に諮られたものと認識して、これを議論するわけですね。そうでしょう。

この改正案を審議会に諮って、それで議会で提出される。議会で諮られる前に審議会で

諮られたものと私は思っています。

第16条は後でもって質疑するわけですがけれども、これに関係しますので、新教育長の給料の額について、利根町特別職報酬等審議会の意見を聞くことになりました。ですから、審議会に諮られないと給与は定まってこないんですね。なぜかと言うと、これは今の利根町教育委員会の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例のこの金額、第2条教育長の給与は、給料、通勤手当、期末手当とする云々のもの、これが決まってこないんですよ。これは旧教育長の給料なんです。わかります。

新しくなる教育長の給料、新教育長の給料というのは、今度はこの条例改正によって、教育長の給料の額ということが追加されましたから、審議会の意見を聞くものとなったんです。だから、今のままだと旧法を適用して、旧法を適用してと説明していますが、もともとあった教育長の給与等に関するもの、これは4月1日以前の教育長については適用されますが、4月1日以降のものについての新教育長の給与については適用されないんです。新たにこれは審議会の意見を聞く必要が、この条例改正によって生じたと、そういう解釈ですね。

ですから、そういうことになりますと、審議会に諮られないとすれば、その給料は、新しく4月1日からなられる教育長は無給であると、給料は出ないと、そういうことになります。

つまり、新教育長の給料を定める条例なり云々はないわけですから、これごちゃごちゃになってあれなんですけれども、海老原学校教育課長の説明だと、この一部改正でもいいんだ、あれは全廃でもいいんだよというお話がされていますけれども、いろいろ県の委員会等で意見を聞いたんでしょうけれども、これは一部改正では対応できませんね。なぜかと言うと、今申し上げましたように、第4条関係の中で16条の2項の規定というのは削除しちゃっているんです。この項目が削除されたということは、教育長の給料等についてはどこにもうたっていないことになるんです。この16条の2項に給料がうたっているんですから、ですからこの条例は本当は全廃してつくるべきだった。つまり、県の教育長の額についても知事と一緒に今度は改正されていますけれども、このようにちゃんとうたわないと、教育長の給料というのはどこへ行ったんだかわからないですね。

その辺はどうなのか、最終的に結論は申し上げませんが、その辺ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それから、3点目の件ですがけれども、4月1日改正するから、4月1日改正するからと、ただ単にそれを言っていますけれども、私はこの附則の意味、先ほど冒頭に申し上げた提案理由でもちょっと申し上げたんですけれども、今回の改正の意義ですね、改正の背景にあるもの、これは実に重いものなんですね。つまり、現行の教育委員会制度は不祥事に対する隠蔽体質が指摘されて、皆さん方もご承知のように、教育委員会廃止論が一時は出ているんですね。この改正のもとになったのは、平成23年10月に発覚した滋賀県大津市で起

きました中学2年生のいじめによる自殺問題、これで教育委員会の対応のおくれ、あるいは隠蔽体質、責任の曖昧さ、これが指摘されて大きな社会問題になって、これでは改正しなければならないという狙いがある、今回上位法が改正されて、我々の条例のほうも改正された、そういう問題なんですね。そういうことから出てきたと私は思っております。

この大津市の事件というのは、今でも続いておまして、大津地裁が市と両親に和解勧告をしているという記事が載っておりました。市側は、いじめであるということ、自殺を防げなかったということで賠償責任に応じるという記事が載っておりましたけれども、問題は、この同級生を相手取って争われている部分については、これははっきりと永遠と残るんです。市全体が重苦しくなってしまうのではないかと、大変大きな問題になると思っております。

ですから私は、この附則の中で、先ほど言ったように、この教育行政法を切れ目なく責任体を維持することが重要だと私は思っております。現行法では教育委員長は教育委員の中から互選され、教育長は教育委員会が任命するとなっております。

今度は、改正法では二つの役職を統合した。つまり、教育委員長と教育長、この二つの役を統合した任期3年の教育長を新しくつくる。それは首長、町長が議会の同意を得て直接任命できる制度に変わってきているんですね。

こういう意味合いからすると、非常に今後の教育委員会、切れ目なく子供の問題、いじめの問題、事が起きてからでは大変ですから、切れ目なく継続されていくことが必要なんです。そこで、3月22日以降、3月31日の間どうするのか。

先ほど言いましたように、これは現行法が適用されますから、教育長は教育委員会が任命すると、この法律はまだ生きていますから。当然教育委員会が開催され、この辺の問題についても議論されたと思いますので、小泉教育委員会委員長、教育委員会ではどのような対応をとられたのか、また審議されたのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（若泉昌寿君） まず、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

内容については第1回目に五十嵐議員に言った内容であります。

それで、いわゆる議員言われたとおり、新規条例として今あります利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその勤務条件に関する条例を新たに新規として、これ生きているわけです、今までの条例は生きています。これを廃案にするということがあって、なおかつ新規に、新規に教育長なので提案するというのであれば、新規に審議会条例をかけて議員の意見を聞くと、議会の意見を聞くということになります。

町としましては、海老原学校教育課長言ったとおり、一部改正というか、教育長の金額を変えないんだという前提でありましたので審議会の意見を聞かなかったということと、この条例はまだ廃案になっていませんし、失効している。ですから、教育長の条例につきましてはここで審議していただいて決定していただくということと、旧条例については今

現在は条例について議案に提案するという事なので、繰り返しになりますけれども、新規条例をやるのがあれば審議会にかけますよと、ただ一部改正をやって金額を変えないので、そのまま金額は移行するということでもありますので、審議会条例の中で、額について条例を議会に提出する場合については審議会にかけるということで、我々は事務処理をしたということでもあります。

また、この条例につきましても、先ほど五十嵐議員の質問の中で、先ほど学校教育課長が言われたとおり、県のほうにも聞きましたし、ぎょうせいという会社がありまして、利根町の条例を全部改正をお願いしているということ、ある程度了解を得ているということでもありますので、この条例に従って施行していきたいと考えております。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それでは、4条の質問に対してお答えいたします。

先ほど五十嵐議員に答弁したとおりになってしまいますが、教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例につきましては、理屈から言えば確かに廃止して、それから新規に制定するという形になるかと思いますが、この方法で例えば一部改正でやったからといって効力がないとか、そういうことではありませんので、こういう手法でやらせていただきます。

○副議長（若泉昌寿君） 海老原学校教育課長、22日以降はどうするのか、それを。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それと3月23日から4月1日までの間は、現行制度でいきたいと思っております。

○副議長（若泉昌寿君） ちょっと答弁になっていないような感じなんですけど、その間、要するに22日以降は教育長はいなくなっちゃうんですよ。それで、井原議員は、その間どうするのかということを知っているわけですから、現行で行くということでは答弁になっていませんよ。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 今、現行どおりと言ったのは、法律とか条例とか規則は現行どおりで行ってきたいということでもあります。

それと、23日から3月31日まで教育長が不在ということではありますが、それにつきましては職務代理者が行うということでもあります。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、小泉正和教育委員会委員長。

○教育委員長（小泉正和君） 教育委員会制度の取り組みについては、私たち教育委員は何度か研修会に参加し、県や文科省からの説明を受けてきました。

その説明から行きますと、当然継続性の問題から言って、附則により旧法が適用され教育長が選ばれるものと認識しておりましたが、4月1日から新法に移行するという事で驚いたのと、疑問を持ったのを感じました。

○副議長（若泉昌寿君） 12番井原正光君。

○12番（井原正光君） なかなか意見がかみ合いませんけれども、再度、この特別報酬

等審議会の件についてお聞きしたいと思います。

給料が変わらないから審議会にかけない、こう言うんですね。給料が同じだからと言っても、現教育長の給料と新しくなれる教育長の給料は、仮にイコールであっても、これは全然意味合いが違う給料なんです。ただ、たまたま同じだけなんです。でも意味合いが全然違う。それをかけなきゃならないでしょうと、意見を聞きなさいよということで、私は申し上げているわけです。

最期にしつこく聞きますけれども、この第2条関係で、「町長は、議員報酬の額並びに町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。」と、この「聞くものとする」の意味合い、この重み、これはどういうふうに解釈しているのか私はわかりませんが、しなくてはならないというほどの拘束はありません。しかし、聞くものとするんですから、これは聞かなければならないです。

今までこの審議会条例の取り扱ってきた中で、もちろん町長の給料、議員の給料を引き上げるときには当然これはかけましたね。でも今までも、引き下げたときは、私はかけなかったような感じがする。

なぜこういうことができるのか、わかりますよね、これはいわゆる条例そのものの取り扱いというのは原則や方向、これはこういうふうにしますよ、要するに議員の報酬、町長の報酬、教育長の報酬については「聞くものとしますよ」ということで、町民サイドにアピールしているわけですね。約束しているわけです。こういう場合は町民に、要するにこういう方針で行きますよと。ですから下げるときは割とこの法律、この合理的な理由が何かあるような感じがするんですけども、上げるときはありませんから、どうしてもこれは必要なんですね。

それともう一つは、今回新たに新教育長が加わることによって、これまるっきり変わるわけですから、当然これはかけなきゃならないんですよ。

それから、旧法による云々と言いますけれども、これは県条例と同じように全廃するのが、私は正しい。幾ら行政や何かで確かにそれでもって運用できるかもしれませんが、それは余り正しいやり方とは私は思っていない。

というのは、先ほども何回も何回も繰り返し言うようなんですけれども、この第16条の2項が加わってくるんです。これによって教育委員会の教育長の給料、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例が定められていたんですけれども、給与が定められていたんですけれども、これが削除されてしまったんですね。なくなっちゃったんです。給料もなくなっちゃった、どこにも定めがないんですよ。だから、旧法によるそれが定めがある、定めがあると云っても、それはないことなんです。ないんですよ。ですから、本当はこれは全廃したほうがよかったんです。

なぜかと言うと、以下の教育長の公務のための旅行云々、これ全く役に立っていないん

ですね。特別職ですから、それと教育長というのは一般職ではないですから、地方公務員法が適用されないでしょう。まるっきりこれは別の人間ですから、これは全廃して新たに議論すべきと、私はそう考えています。

ぜひ、まだ4月1日までは時間がありますから、私はそういう方向を特に望んでおります。

それから、3点目の件ですが、理屈ではどうのこうのなんて、海老原学校教育課長は「理屈」という言葉を使ったけれども、この法律の改正に理屈という、そういう言葉ははっきり言ってないんですよ。

それからもう一つは、3月23日からの少しの期間は職務代理者を置くということ、たしか今おっしゃいましたね。その職務代理者というのは、どういう意味なのか私はわかりません。職務代理者というのは、海老原学校教育課長、あなたのことを指しているんですか。海老原学校教育課長はその職務代理者、誰に任命されましたか。教育長ですか、町長ですか、それとも教育委員長ですか。わかりません。

この教育委員会事務局庶務規程、これに「教育長が事故あるとき、または欠けたときは学校教育課長がその職務を代行する」んですよ。これを引用して私になると思っているんですよ。それは全く間違いなんです。あなたにその教育長の権限はないんです。

この事項は、要するに教育委員会の事務局の事務処理、職員の服務等についてあなたが代理になることであって、法律上は教育長の代理にはなり得ないんですよ。こういう根本的なことをしっかりしてもらわないと、さっきも言ったように、今後の教育行政は本当におかしくなってしまうんですよ。

もう1点、小泉教育委員会委員長にお聞きしますが、この教育長の代理ですね、事故あったとき、欠けたとき、これは教育委員会が指定することになっていますが、今から教育委員会を開かれるかわかりませんが、どなたかそういった指定するという審議はなされるのでしょうか。それをお聞きして終わります。

○副議長（若泉昌寿君） 答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 井原議員言われたこともあろうかと思えます。

それで、審議会条例の中で2条のことを取りざたされておりますけれども、3条の中で委員という項目がございます。「審議会は委員7名以内をもって組織し、その委員は利根町区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が委嘱する。」となっております。ですので、井原議員言われたこともありますし、これは特別職については今言われたとおり、議員と町長と、今回教育長とありますけれども、この人たちで決めていく、諮っていくということに一定の歯どめがきくというか、住民のほうにも意見を聞いて、それがちゃんと、俗に言う変な言い方をすると、上げようとする行為に対して対象者だけの金額を上げる行為を住民のほうにも、「実際そうなの、上げる必要があるのか」というこ

とを、この3条の中で住民の代表という形でまず聞きなさいということだと思います。

あと、確かにやる気があるかとかよく言われるんですけども、本来であればもう少し早めに条例を審議して、新制度に対して体制をつくったほうがベストかなと思います。ただ、この条例を、五十嵐議員言われたとおり遵守しなさい、あなたたちは遵守しなさいと、執行部は条例によって執行するという事になっていきますので、対象者がいないところに教育長の給料どうだという形になる。だから、早めに改正条例を提案して、対象者を教育長を含めて、その中で井原議員言われたとおり新規条例として条例を提案するのであれば、金額を新たにしますので、住民の代表だとか、要するに公共団体の代表の方を選んでやるということが考えられますけれども、ここに来ては、新たに関連条例を4本上げたということで、この条例を4月1日から施行したいという事務手続の話でございますけれども、そういう形でやっていきたい。

また、金額についても、新たに報酬審議会の中で、この条例にありますとおり、金額を変えたり何かする場合は、本来の趣旨がこの審議会条例だと思いますので、事務手続上ベストではないですけども、ベターな方法をとって、わかりやすく提案したという内容でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、第4条について海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 第4条だけでよろしいですか。

それではお答えします。

第4条につきましてですが、同じことの繰り返しになろうかと思うのですが、井原議員おっしゃいますように、条例を一旦廃止して、それで新たに制定するという方法のほうが、その内容に合っているのかなと思いますが、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正でありまして、関連するところがいっぱいありましたので、その字句の訂正にしたほうがわかりやすいだろうということで、こういう形にいたしました。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、22日以降の職務代理者につきまして、伊藤教育長、答えられますか。

海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それではお答えいたします。

規則のとおり、教育長職務代理者ということで学校教育課長がなっておりますので、そういう形で3月23日からは行わせていただきたいと思います。

○副議長（若泉昌寿君） 小泉教育委員会委員長。

○教育委員長（小泉正和君） 教育委員会の中でもそのような話は出たことは出たんですけども、我々の知識で教育長が務まる可能性がないだろうということと、井原議員がご指摘になりましたけれども、学校教育課長が職務を代行するという規定があるので、よかったのかなという解釈に立ちました。

○副議長（若泉昌寿君） 以上で井原議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前 1 1 時 1 3 分休憩

午前 1 1 時 2 5 分開議

○副議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7 番白旗 修君。

○7 番（白旗 修君） 議案第 1 号について質問をいたします。

私はこの条例の細かいことではなく、この条例を提案するまでに至った意思決定のプロセスについて質問をいたします。

この議案は、次の第 2 号議案とともに新しい教育委員会制度の施行に伴う関係条例の改正案であることを、まず確認しておきたいと思えます。今までお二人の議員が質問されていたことは、そういう関係で質問されています。

新教育委員会制度では、教育長の任命権は町長にあります。しかし、現行の教育委員会制度では教育長は教育委員会の互選となっているわけです。現時点ではまだ新教育委員会制度には移行していないわけであります。つまり、現時点で次の教育長を選ぶのは教育委員会であって、町長ではありません。したがって、この制度の移行期に当たっては、現行制度の新制度への移行の時期、新教育長の選任、就任の時期、あるいは関係条例の改定などについて、町長は発議するとしても、町長は現教育委員会と十分な事前の話し合いが必要だと考えられます。

そこで、新制度移行に当たってどのような話し合いが行われたか、発議をされたと思われる町長、教育委員会委員長、そして教育長にそれぞれお伺いをいたします。

○副議長（若泉昌寿君） 白旗議員の質疑に対する答弁を求めます。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員の質疑にお答えをいたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、提案理由にもあるとおり、新教育委員会制度の施行に伴う条例改正案でございます。

新制度移行に当たってどのような話し合いが行われたかのご質問でございますが、教育長及び教育委員だけではなく、議会へ提案する人事案件の任命議案につきましては、長の専権事項でありますので、事前相談はしておりません。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 今、町長のほうからお話がありましたけれども、新教育長の任命議案につきましては町長の専権事項でございますので、一切相談は受けておりませんので、お答えはできません。ただ、新教育委員会制度については、確かに制度の運営については本当に課題の多い制度だなどと思っております。現時点では新法それから、旧法、そしていわゆるレイマンコントロール的な考え方が非常に交差しまして大変でございました。

その任命議案については一切相談してありません。

ただ、私の専権事項であります教職員人事に関しましては、町長とは一切相談しておりません。これは今回の任命に関係がありますので、ちょっとお話ししたいと思いますけれども、今まで町内在住の校長を、実は私の後継者と考えまして人事異動させてまいりました。取手市から古田校長、稲敷市から杉山校長、河内町から巻島校長、そして町内在住の村上校長ほか現役、先輩等の多くの経験者がおりまして、特にその中で杉山校長については大変教育長への就任に対する意欲を強く感じております。

実は本日、県の教職員異動の内示がございます。異動は最大の研修と言われまして、利根町教職員の資質の向上と子供たちの一層の学力向上に期待しています。

8年間、本当にありがとうございました。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、小泉正和教育委員会委員長。

○教育委員長（小泉正和君） 教育長の任命の件は町長の専権事項であり、改正法で施行前でも行うことができると附則になっておりますので、町長の専権事項ですので一切相談は受けておりません。

○副議長（若泉昌寿君） 7番白旗議員。

○7番（白旗 修君） 教育委員会の教育委員長及び教育長がそういう認識をされているというのは、大変不可解であります。現在は教育委員会が次の教育長を選ぶ権限を持っているわけです。

確かに今度新しい制度に変えようとするわけですがけれども、まだそうっていないんですね。特に、4月とは限りませんが、新教育制度に移行した後に教育長を選ぶのは、確かに町長の専権事項と定められております。そのとおりなんです。でも現在の教育委員会制度では、教育長は教育委員会の中で互選で決めると、法的にも決めてあるんです。それを現在まだ教育委員会の旧法が生きているときに、なぜ教育長や教育委員長がそういう認識をされているのか不可解に思います。

それはおかしいと私は思いますが、仮に町長がそういう案を出してきたとしても、教育委員会というのは、ご承知のように、行政に対してできるだけ政治的に中立な立場で教育行政を行うべきであるという観点から、わざと今までは教育問題については教育委員会が全責任を持つと、もちろん行政執行の部分は予算権の問題があつて町長がかみましますが、大事なことは教育の方針であるとか、そういうところは少なくとも現在の法律では教育委員会が一番責任があつて、そのための委員長がいて、それから、行政との関係で実務的なことをつかさどる人間として教育長がいるわけです。

ですから、現在の法律のもとで教育長を選ぶのは、原則、皆さん、教育委員会なんですね。もちろん、町長も今度新制度に移りたいと、新しい教育長にしたい、そういう気持ちはおありでしょう。だからそういう発議があつたと思うのです。でも、それは私たちの専権事項ではないと、町長の専権事項、これは私は教育委員会として非常に認識が間違つて

いる。そういう問題について、今は移行の時期ですから、完全に移行した後だったら何か言えますけれども、町長の専権のことでよろしいんです。今は移行の時期ですから、しかも現在法が生きているわけですから、それは町長の専権事項だからと言って、教育委員会もそんなふうに認識しているようですが、私は基本的に法律の解釈が間違っていると思います。

それから、教育長も私の専権事項だとさっき明言しましたがけれども、これはとんでもない間違いだと思いますが、もう一度それぞれお三方のお考えをお聞きします。

○副議長（若泉昌寿君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

新教育長の任命議案については、町長の専権事項であり、改正法附則第3条の規定により新教育長の任命のために必要な行為、議案の提出は改正法の施行日、平成27年4月1日前においても行うことができるとなっております。

○副議長（若泉昌寿君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 私も同じ意見です。

新教育長の任命議案について町長の専権事項でございますので、事前相談等は一切受けておりません。

○副議長（若泉昌寿君） 小泉正和教育委員会委員長。

○教育委員長（小泉正和君） 今、町長から説明がありましたとおり、事前に選任できるということなので、私もそのような認識を持っております。

○副議長（若泉昌寿君） 7番白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういうように書いてあるというのも、私は実は存じておりますけれども、でもこの移行期に当たって、その移行の時期をどうするか、それから、教育長自身を誰にするかというのは、確かに町長が考えることかもしれませんが、しかし移行期にあってはいろいろ前後のつながりもありますし、教育委員会として、先ほど教育長自身もおっしゃっていましたが、きょう教員の異動の日だそうですねけれども、そういう絡みもありますから、仮にそうであっても考え方としては、現在の教育委員会と十分議論をして、相談をして、決定権はそれは法律的には町長にあるかもしれませんが、そういう意思決定のためのしっかりした話し合い、相談がなかったということじゃないですか。

急に言われたびっくりしたと、教育委員長もおっしゃってました。教育長もそういう感じで考えておられると思います。そういう意思決定のプロセスで、これは私の権限だからとぼっとやってしまっているのか、それが私は問題だと言っているわけです。

そういう点、ちゃんと議論をしなかったということはわかりました。教育長と教育委員長にお聞きしますが、こういう意思決定プロセスを非常に結構だと思っておられるか、一言ずつお答えください。

○副議長（若泉昌寿君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えします。

白旗議員には、本当に長い間、いろいろご議論いただいたわけですがけれども、思えば平成19年の6月の補正予算、覚えていますけれども、ここでALTの初めて議案を提出したとき反対されまして、それ以後、コンピューター、放射能除染、それから、ランドセルに至って、大分教育委員会にご批判があったと思います。

それはそれで大変結構なんですけれども、全てが町長とこのような議案については相談しております。ただ、この教育長の私自身のそれについては、実際これは町長の専権事項だから私は何も話していないし、ただ新教育制度については十分町長にも伝えたいし、お話ししております。ただ、この専権事項だけはどうしようもないということです。

いろいろ至らないところが多かったと思いますけれども、本当におわびしたいと思いません。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、小泉正和教育委員会委員長。

○教育委員長（小泉正和君） 法律の施行前でも任命権が発令できるという規定がありますので、町長の専権事項であるので相談されなくても仕方がないと思っております。

○副議長（若泉昌寿君） 以上で白旗議員の質疑が終わりました。

議案第1号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

12番井原議員。

〔12番井原正光君登壇〕

○12番（井原正光君） 私は反対の討論をさせていただきます。

これまでいろいろと第1号議案については質疑をさせていただきました。その上で、町民から選ばれた議員として理解しがたい部分が多くありますので、反対の討論をしたいと思えます。

今日、二元代表制がとられております。議会は行政の単なる承認機関ではありません。いやしくも議会は条例等が可決したなら、それを遵守させるように見守り、監視することが議会の立場であります。また、役目であります。

また、町長、教育長、行政に携わる職員は、条例等を制定するに当たっては、議会に提案するに当たっては十分にその内容を吟味し、理にかなった説明ができるようにしてから議会に提案してほしい、そのように願うものであります。

どうせ議員はわからないからとか、上位の法律が改正されたからと、そういう提案理由にしておけば成立するという考えが少しでもあったなら改めてほしい、このように願っております。今回特にそれらがうかがえます。

その上で町長、教育長、行政に携わる者は、町民のために条例を遵守し、しっかりと施

行してほしいと思います。

今回改正の背景にあるものは、子供のいじめ、自殺の問題から指摘された教育委員会の対応のおくれや隠蔽体質、責任の曖昧さを改善することが狙いであります。ただ、行政側の事故後の対応も問題となっております、改正の要因の一つに上げられます。

今回の改正の内容、質疑で明らかになったように、3月23日から3月31日間において、教育長が不在となります。事故発生時の責任体制が整理されておられません。上位法律等が改正されても、やはりしっかりと整理しておく必要があると思います。

まして小中学校もいよいよ春休みに入ります。改正で一番大事なことは、切れ目なく行政の体制が維持されていくということにあると、私は思っております。教育委員会、行政側にその重大さが理解されていないように、私は感じました。この責任の曖昧さが残るこの改正案には、私は反対をいたします。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修君。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） この議案は次の第2号議案とともに、新しい教育委員会制度の施行に伴う改正案であることを再度確認しておきたいと思っております。

教育委員会制度は、現在の教育委員会の制度の問題点を改善しようとするものであります。確かに現在の利根町の教育委員会が十分機能していないと、私も感じております。しかしながら、だからと言って拙速に、一方的に新制度に移行してよいものではないと思っております。文部科学省も一定の条件のもとで移行時期は、本年4月1日よりおくれることを認めております。

先ほど私が質問の際に述べたように、この制度の移行期に当たっては、現行制度の新制度への移行の時期、関係条例の改定など、町長が発議し、教育長の任命権が専権的にあるといたしましても、この移行期にあっては、町長は現在の教育委員会と十分な事前の話し合いが必要と考えます。

しかし、先ほどの回答を聞くと、町長と教育委員会の間では十分な話し合いが行われていないということがわかりました。私はこのような法律にあるか、ないかではなく、非民主的なプロセス、意思決定のプロセスの結果、この議案が出てきたことについて、私は賛成しかねるものであります。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番花嶋美清雄君。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） この議案に対して、私は賛成いたします。

これまでの教育委員会の課題としまして、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわか

りにくいという課題があります。

また、教育委員会の審議の仕方が町民にはわからない、いじめ問題に対して必ずしも迅速に対応ができない、地域住民の民意が十分反映されない、地方教育行政の問題がある場合、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるという課題が今までありました。これを教育委員長と教育長を一本化して新教育長にかわるとどうなるか。教育行政における責任の体制が明確化になり、教育委員会の審議の活性化になり、迅速な危機管理体制の構築がなされ、地域の民意を代表とする首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確に変わります。

これは画期的な法律だと思いますので、この議案に私は賛成します。

○副議長（若泉昌寿君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

採決が終わりましたので、議長の職を交代いたします。

〔副議長若泉昌寿君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 暫時休憩といたします。

午前 11時50分休憩

午後 1時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第2号 利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号 利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第3号 利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 利根町行政手続条例及び利根町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第4号 利根町職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 利根町職員の配偶者同行休業に関する条例を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第5号 利根町都市計画事業基金条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町都市計画事業基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第6号 利根町防災基金条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町防災基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第8号 利根町保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号 利根町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第9号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第9号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第10号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第16号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告者は議長である私、1名です。

会議規則第53条の規定により、先ほどと同様、議席に着きますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長、議長席にお願いをいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長若泉昌寿君着席〕

○副議長（若泉昌寿君） 議長の質疑の間、副議長である私が議長の職を務めさせていただきます。

議案第16号に対する質疑を行います。

12番井原正光君。

○12番（井原正光君） それでは質疑を行います。

まず、今回の新教育長の人選について、町長の教育長に対する思い入れについて伺いたいと思います。

これまでの教育長の人選については、人格が高潔で教育行政に関し識見を有するものと、ただこれだけでございますが、今回新たな新教育長の人選については大変若い教育長を人選したということで、町長の思い入れについて伺いたいと思います。

○副議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 提案する理由としては、その提案理由の中にあるようなことでございます。

また、現段階で杉山英彦氏は、教育長としてふさわしい人材であると、そのように思い、今回提案する次第でございます。

○副議長（若泉昌寿君） 12番井原正光君。

○12番（井原正光君） 何か人選した割にはちょっと物足りないような感じがいたします。

実は議員の皆様方にも、町長から利根町教育委員会教育長の任命に係る参考資料の送付についてということで、私に來ました。それを皆さん方にお配りしてあるかと思ひます。これを見ますと、今度の新しい教育長には、あるいは今事務をとっておられる皆さん方には、文書の發送、受理、これはよく間違いのないようにやってもらいたいと思ひのです。

今回のこの新しい教育長の人選については、これは町長が任命するわけですから、今回の教育長の人選等について、杉山さんから「人選をいただきまことに光榮です。」というよ

うな文章が出ておりますけれども、これは一応町長のほうに出されたので、人選は町長ですから、これはこれでいいですよ。

ところが、これが教育委員会で受け付けられているんですね。これがどうも私は腑に落ちないんですよ。

教育長に聞いてもしようがないでしょうけれども、新しい人選は町長がということですから、町長がこれらの文書を受け付けることは一番よろしいかと思うのです。その前段階として気になるのは、今、大変ふさわしいと、1行、2行の言葉で片づけられましたけれども、利根町教育委員会教育長に人選をいただき、まことに光栄に存じますということでもって、私は教育長に就任したら、これこれこういう形で私は教育行政に携わりますよとなっています。

これ、よく考えてみますと、この杉山さんというのは、まだ教職員なんですね。しかもあと何年か残している教職員の校長を、それを途中でやめさせてまで教育長にしたいという、その思い、ただ二、三行の言葉で片づけられては困るんですよ。今後の教育長の問題というのは特別職ですから、今までの教育長ではないんです。地方公務員法が適用されない特別職ですから、ですから、この若い先生を利根町の新しい教育長にする、その思いというのは相当強かったと私は見えています。この先生はおそらくあと3年ぐらいあるでしょうから、しかも経歴を見ましても、小学校のみ、中学校とか経験しておりませんけれども、退職の問題とか、勸奨退職、そういった金銭にもかかわること、それをよく口説き落とししたというんですか、そういうことでよくも町長の言葉に従ったなと私は思っているんです。

今の言葉から察すると、何か何ら余り人選について多くを語らなかったということは、これは町長の考え1分、第三者の考えが9分、何かそう感じました。

先ほどから言っておりますように、この新教育長というのは、以前と違うんですよ。大きな権限と責任を有するわけですから、そういう強い使命感を持っていただくということが大事ですね。ですから、人選は、今までは教育経験者、第一線を教職員で退かれた人を中心に選ばれてきたんですが、今回のこの新教育長からは、別に教育経験者でなくてもいいわけです。要するに、行政法規も知っていただかなければならない。そういうことでマネジメントに見識がある人、そういう中から選ぶことが私はいいいんじゃないかと思っております。

そこで新教育長の資質とか能力とかを十分にチェックする。ですから候補者も、教育長になったらこういうことやります、ああいうことやりますとありますけれども、この候補者の所信表明、こういったものも行った上で質疑を行う、そういう執行体制というのが今後は求められると思うのです。今までの教育長とは全然別なんですから、議会に諮られるわけですから、そういった教育長に対する丁寧な手続、それを私は求められるのではないかと思っております。

そういうことで、何人かの候補者が上がった中で、今回の杉山さんという方を候補者の

1人ということでリストアップしたと思うので、その辺についても一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 杉山英彦氏とは、いろいろ協議をいたしました。

今、議員おっしゃるように、あと丸3年もある、それと勸奨等のことも話しましたし、それと一校長と教育長とは違いますよと、教育長になるとある程度の仕事は、一校長の仕事と教育長の仕事はいろいろ逐一議会对応その他いろいろ話したんですけれども、本人がそれでもやりたい、やらせてもらいたいということで、本人の意志というんですか、やる気と言うんですか、これは相当の覚悟を持ってやっていただけると確信したため、今回提案した次第でございます。

○副議長（若泉昌寿君） 12番井原正光君。

○12番（井原正光君） 現職の校長が、私にぜひ教育長をやらせてくださいって、こういうふうに言うわけじゃないですよ、誰が考えてみたって。その前提があるわけです。

別にこの人が悪いと言っているわけじゃないですよ。しかし、この経歴でも小学校と中学校と私は人格形成においてもまるっきり別だと思うのです。そういうことでお尋ねをしたわけでございます。

利根町の教育行政の責任体制を構築する1人ということになったわけですから、大変校長時代よりも荷が重いと、責任感が出てきたということで喜びもあろうし、大変重圧もあろうかと思えます。そういうことで心身ともに強健な人が必要だと、私は思います。

そこで、今回の人選に当たって最期にお聞きしたいのは、健康診断、これはチェックしたかどうか、その辺についてお伺いします。

○副議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 健康についても大丈夫だ、あるということでございますので、毎年健康診断は受けているでしょうから大丈夫であるということで。

それと、現伊藤教育長のほうからもいろいろなお話の中で、私の次は杉山、今の文小学校の校長しかいないだろうという話も伺っておりましたし、そういうことで今回提案したということでございます。

○副議長（若泉昌寿君） 以上で質疑は終わりましたので、議長の職を交代いたします。

〔副議長若泉昌寿君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 以上で議案第16号に対する質疑は終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私は、新しい新教育長候補の適格性を問題にするのではありません

ん。午前中の1号議案のときにも少し出てきましたけれども、この新しい教育委員会制度に変えようとしている、これは最近の政権の発想によってこのことが法律化されて、ことしの4月1日から新教育制度に移行するという事になったわけでありまして。

そこには、先ほどもありましたけれども、現在の教育制度のさまざまな問題点、これを克服しようということで新教育制度に変えようとしているわけです。新教育制度はいいことばかりを上げていけば、それはそうでしょう。しかし、問題点も大きく潜んでいるとも言えます。そのことについては、今申しませんが、現在の教育委員会制度に非常に問題があるということは、私も感じております。ほとんど機能していないというのが、私の、これは個人的な意見ですが、感じます。

したがって、新教育委員会制度に移行するには、もう少し時間をかけて問題点を見詰め直し、そして文科省が言うとおりになるんだということではなくて、現実の実態を見ながらどう委員会制度の中身の面も変えていくかと、そういうことが必要なわけでありまして。

県下44市町村の教育委員会で、今度の4月1日から新しい教育委員会に移行するところでは極めて少数です。1割程度あるかないか、ちょっと正確な数字はわかりませんが、少なくとも10指には満たない。つまり、これは現教育長の任期の問題もあって、引き延ばすことになって移行がおくれることもあるんですが、私はこの利根町は1号議案のときに問題になったように、とにかくまだ移行期間、現と新の間に空白期間があっても、とにかく4月1日からやろうと、しかも現在の教育委員会との話し合いが十分行われていない。確かに新教育長の任命権は町長の専権事項である、こういうことになっております。しかし、この移行期間において、かなり強硬なやり方で新制度に移行しようとする。そして教育長を任命しようとする。この意思決定のプロセス、午前中も申しましたが、そこに非常に私は疑問を持っているわけでありまして。

私は新教育長候補者がどうのこうのということは全くありません。それはそれで立派にやっただけだと思いますが、この行政の執行の過程、意思決定のプロセス、これが問題であると、そういう意味でこの人事案については反対を表明するところでありまして。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

5番守谷貞明議員。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） 私は、議案第16号について賛成の立場から討論いたします。

まず、先ほど来、議案第1号で質疑があった、それから、反対討論もありました。その中身を要約すると、議案第1号に関しては手続に問題があるんじゃないかということですね。しかし、新しい法律では4月1日の施行前に町長が決定することについて、法律的に、それはよろしいですよときちっと決められていますね。ですから、その手続にのっとって町長が決めたこと、専権事項で決めたことについて何ら法律的な問題はございません。それが第1点ですね。

それから、先ほど来、反対の方々がおっしゃっていたのは、どういう人物であるのか、その人物がふさわしいのかどうかよくわからない、それが事前に議会だとか、住民に諮るべきだと、もっと早目に連絡して皆さんにわかってもらう努力をすべきであったのではないかと。確かにその点はあるかもしれませんが。私もできたら、それはそういうふうに事前に今度の教育長はこういう人物で、こういう環境で育ってきた、こういうキャリアがありますよということを言っていたほうがベターだろうと思っていましたが、今、私は議会が始まったときに、執行部からこういう紙を1枚いただきました。

これは杉山英彦さんが遠山町長に宛てた、もし私が教育委員会の委員長として任命された場合にはこういうことをやりますという趣旨の決意表明であります。簡単な文章なのでちょっと読ませていただきます。

1、「未来を担う利根町の子供たちに夢と希望を持てる学力や人間性を育て、将来の利根町を大きく発展させ、活性化を図る原動力を教育の力で変えていきたいと考えます。」大変いいことですね。

2番目、「国や県の動向をいち早く導入して、他市町村との協力のもとに確かな学力を定着させるべく、教職員の研修資質の向上を図るために人材育成に努めたいと考えている。」これもしごく当然ですね。一生懸命やっていただきたい。

3番目、「心豊かな人間性を培うため、道徳教育の一貫性を図り、思いやりと協調性を基盤として豊かな心と将来への夢を育む教育の推進を進めたいと考えています。」

4番目、ここが僕は特に気に入っているところですが、「地域の人材活用と利根町の歴史や文化の伝承を図り、子供たちに利根町のよさを十分に理解させるとともに、郷土愛を深め、利根町への定着と」、ここからが重要だと思います。「他地域から転入を望まれるよう、他地域の人々が利根町で教育をしたいと思うような魅力ある利根町の教育環境をつくりたい、活性化したい。」これすごく大事なことだと思います。

5番目、「学校教育や生涯学習に対し町民の意見や要望を真摯に受けとめ、開かれた教育委員会として、町当局の協力を得て期待に応えるべく努力をしていきたいと考えています。」と決意を表明しています。

私は積極的にみずから手を挙げて、大変志の高いこと、そして目標を高く設定しています。すばらしい人物にめぐり合えたなと思っています。ぜひこういうやる気のある、積極的に志の高い方にぜひ伊藤教育長の後のバトンタッチを受け継いで、しかもことしが非常に大事なものは、先ほど来、白旗議員も認めましたね。今までの教育委員会制度というのは、教育委員長、教育長、この間の責任が不明確、それから、どうも全国的にいろいろマスメディアで報道されたいじめ問題に対しても、もっぱら隠蔽というか、余り透明性がなかった。そういう面でいじめ根絶になかなか根本的な対策がとれてこなかった。そういう古い体質の教育委員会制度を改めて、教育長、教育委員長を一本化し、そこに責任をきちっと明確にして、今後、日本の教育の世界を変えていこうという大きな、トップイメージング

なちょうどタイミングなんですね。だから、そこで新しいこういう決意を持った志の高い教育長が手を挙げた、これは大変僕はいいい機会だと思います。

利根町の教育を、今後責任を持って、新しい教育のあり方のほうへどんどん引っ張って行ってもらいたい。そして、いじめもなくし、学校教育が楽しく、そして充実した、そして学力レベルも当然高く上げて、他地域から利根町で子育てしたいと思われるような教育にぜひ変えていただきたいと思います。その意味で私は今回の人選に賛成でございます。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 利根町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで4月から利根町教育委員会教育長として新たに任命されました杉山英彦氏の挨拶をお願いいたします。

○杉山英彦氏 ただいま本会議におきまして教育長に承認されました杉山英彦です。

水と緑豊かなこの利根町の将来を担う子供たちのために、教育の力をもって立派に育てていく所存でございます。町当局の方々、並びに議会議員の皆様方のお力添えのもとに誠心誠意務めさせていただきますので、ご支援、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第17号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第18号 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第18号 龍ヶ崎市・利根町合併協議会の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉昌寿予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） それでは、ご報告いたします。

平成27年3月3日付で付託されました議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算は、第1条歳入歳出予算、総額64億4,080万9,000円で、歳入は款1町税から款20町債までで、歳出は款1議会費から款12予備費までとなっております。第2条継続費、第3条債務負担行為、第4条地方債でございます。第5条は一時借入金です。

予算審査特別委員会は、議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算に関する歳入歳出について、各担当課長から説明を受け、委員全員で質疑を行いました。

以上、慎重なる審査の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

予算審査特別委員会は、3月9日、10日、12日の3日間にわたり、町長、教育長、担当課長、担当職員の出席のもと慎重なる審査が行われました。

本年度の歳入歳出総額は64億4,080万9,000円で、昨年度と比較いたしますと9億6,877万7,000円の増となります。増の主なものは国庫支出金、県支出金、町債です。減の主なものは町税、地方譲与税、地方交付税でございます。

款1町税は12億8,240万4,000円、昨年度よりも2,648万5,000円の減でございます。これは納税者の減、固定資産の減でございます。

款2地方譲与税8,200万円は、前年度より1,900万円の減となります。

款6地方消費税交付金2億2,000万円、6,800万円の増でございます。

款9地方交付税16億4,000万円で、昨年より1,300万円の減となります。

款13国庫支出金は7億4,242万7,000円、昨年より大幅な増で2億2,547万6,000円でございます。これは教育費補助金、学校施設環境改善交付金でございます。

款14県支出金は3億5,368万4,000円、前年度よりも5,448万6,000円の増となっております。主に民生費補助金でございます。

款20町債は11億4,540万円、昨年度より大幅な増で6億8,370万円となりました。本年度は学校教育施設整備事業債で7億8,580万円が組まれております。

収入については以上でございます。

次に、歳出ですが、前年度に比べて大きいものについて述べさせていただきます。

款3民生費17億7,272万1,000円、前年度よりも1億1,811万1,000円の増でございます。

目2児童措置費5億8,031万9,000円、昨年度より1億1,370万8,000円、また目4放課後児童健全育成事業費5,006万円で4,056万5,000円の大幅な増となりました。

款4衛生費は4億6,193万円、前年度よりも4,285万1,000円の減です。

目2予防費5,432万7,000円で、前年度よりも162万8,000円の減でございます。

目4環境衛生費は4,038万2,000円、592万1,000円の増でございます。

目1清掃総務費6,836万5,000円、前年度と比較しますと527万4,000円の減でございます。

款7土木費4億216万2,000円で昨年度よりも4,426万2,000円の減となっております。

次に、款 8 消防費については 3 億 900 万 7,000 円で 5,340 万 3,000 円の減でございます。昨年は消防自動車 2 台を購入しましたが、本年度はありませんので、その分、減となっております。

款 9 教育費 18 億 7,739 万円、昨年度よりも 12 億 8,391 万 5,000 円の増でございます。小中学校の建設事業費が主なものでございます。

款 11 諸支出金 30 万 2,000 円、昨年度と比較しますと 1 億 9,450 万 1,000 円の減額でございます。これは利根町義務教育施設整備基金の予算がなくなったためでございます。

災害復旧費、昨年度 7,170 万円の予算でございましたが、本年度は廃目となりました。

以上で本年度の歳入歳出について報告をさせていただきました。

本年度の予算の目玉は教育費でございます。布川小学校、利根中学校の大規模改造を行う予定で予算も組まれていますが、予算審査の説明ですと 100% 国のほうではまだ決まっていないようですが、今後も国、県にしっかりと折衝していただきたい。万が一予算が取れないようなことがありましたら、全てのものが実行できなくなることとなります。

また、本年度は町制 60 周年記念行事として数多くの予算が組まれております。町民がいろいろなイベントに参加し、町制 60 周年を心からお祝い、楽しんで思い出として残る年になるよう、行政はもちろん、議会、各団体、町民が一体となり努力、協力をしていかなければならないと思います。

最期に、いつも町長が言っているように、組まれた予算が 1 円たりとも無駄にならないようお願いして、私の報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7 番白旗 修議員。

〔7 番白旗 修君登壇〕

○7 番（白旗 修君） 私は、今、予算委員長から 1 円たりとも無駄のない行政支出ということをお話がありましたけれども、全くそのとおりであります。

ただ、何が無駄で、何が有益なのかというのは、若干人さまざまの部分があります。私は、前々から今年度、つまり平成 26 年度の予算についても申し上げておりました。ランドセルを小学校の新入生に与えると、無償贈与することについて反対をしてきました。その部分だけを除いて賛成をすることにしてはしておりますが、これは継続して来年度もやるということなので、あえて私の立場を表明するために、私の反対理由を述べたいと思います。これは小学校教育助成事業ということで、ランドセルを、28 年 4 月に入学する児童に総額 558 万 9,000 円を計上するというところでございます。これに対する私の反対理由を改めて述

べたいと思います。

反対理由の1、本案は保護者や教育現場の関係者の意向を全く聞くことなく、これらの人々の賛同を得ないまま決定されました。つまり行政の意思決定が非民主的であるということでもあります。この理由について私が憶測で言っているのではないかという不規則発言をする議員がおりますが、この議員こそ憶測でものを言っているのではないか、私は、それは大変無責任で失礼な発言であると思います。

2番目、保護者、PTAや教育現場では、ランドセルではなく公教育にもっと必要な教具、教材の費用や補助教員の増員等に予算をつけることを望んでおります。

3番目、本来児童の保護者が個人的に調達すべき品物を行政が提供するの、予算の使い方として問題があると私は思います。この理由についても不規則発言があつて、貧乏な家庭の子供もいるから支給すべきであるとの発言がありましたが、所得制限なく一律にランドセルを支給することの問題点が、それでは抜けてしまうのではないかと私は指摘しておきたいと思います。

4番目、この施策は人口減対策として、若い勤労世帯を呼び込もうとする施策であり、他自治体をまねた施策のようではありますが、その費用対効果は低いと見られます。単なるばらまきの施策ではないかと私は考えます。

5番目、町制施行60周年事業の一環の事業であるなら、1年限りで終了するのが筋であり、平成28年度以降もずっと継続するということでもありますけれども、それは私はすべきことではないと思います。

そういうことで、この28年度予算の中にこの案件が入っているという点、本当はそのほかのものについては特に反対することはない、賛成をするんですけども、こういうことについて私はあくまでも筋を通すという意味で、私の考えを述べているわけであります。そういうことで、この一般会計予算案に私は反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第19号 平成27年度利根町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可

決されました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第20号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。
若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） それでは、報告いたします。

議案第20号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算について報告をいたします。

平成27年3月3日付で付託されました議案を審査しました結果、全員賛成で原案を可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

委員会は3月10日、委員10名の出席のもと、町長、課長及び担当職員の出席を求め審査いたしました。

平成27年度事業勘定は27億2,859万6,000円、前年度と比べますと3億9,254万円の増となっております。

主な歳入は、款1国民健康保険税が5億3,728万3,000円、款3国庫支出金4億5,716万円、款5前期高齢者交付金は7億9,769万2,000円、款7高額医療費共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金、本年度は4億7,438万8,000円、前年度と比較しますと3億697万円の大増でございます。医療費80万円以下全てが対象となりました。また、前期高齢者交付金は1億6,056万1,000円の増、これは前期高齢者の増によるものでございます。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入歳出とも1億831万1,000円で前年度比808万2,000円の増でございます。

主なものは後期高齢者診療報酬収入200万円と財政調整基金繰入金322万2,000円、雑入の255万円となります。

歳出では一般管理費の中で臨時雇人料が主でございます。その他は例年と同じでございます。

利根町国民健康保険特別会計については、委員の皆さんはほぼ理解しており、質疑が1件のみでございました。

以上で国民健康保険特別会計予算について報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第20号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第21号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） それでは、報告させていただきます。

議案第21号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算について、本委員会は3月3日付で付託され、3月12日、委員11名と町長、課長、担当職員が出席し、審査しました結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

まず、歳入歳出予算の総額は2億6,606万8,000円で、前年度比1,244万3,000円の増でございます。

歳入の主なものは款2 使用料及び手数料で1億7,842万8,000円、款3 国庫支出金1,750万円、款4 繰入金5,912万6,000円でございます。

支出は、款1 下水道費1億7,388万1,000円、款2 公債費9,118万7,000円が主な歳出でございます。

本年度は下水道管路施設長寿命化計画策定委託及び工事請負費2,925万円の予算が組まれています。この予算は下水道管の耐用年数が近づいてきていますので、施設長寿命化策

定を行う、今後工事を進めていくこととなります。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第21号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第22号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） それでは報告いたします。

議案第22号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算について報告をいたします。

本議案は3月3日付で付託されましたもので、3月12日、委員11名と町長初め担当課長、職員出席のもと慎重に審査しました結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

歳入歳出の総額は551万5,000円で、前年度よりも11万5,000円の増でございます。

歳入は使用料及び手数料で479万8,000円、1,199区画でございます。

繰入金は基金の71万6,000円となっております。

歳出については、霊園事業費の541万5,000円で、構成比98.2%となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第22号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第23号 平成27年度利根町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） 報告をいたします。

議案第23号 平成27年度利根町介護保険特別会計予算について、本委員会は3月3日付で付託されました議案について、3月10日、委員11名と町長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審査しました結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

歳入歳出それぞれの総額は13億5,209万5,000円でございます。前年度よりも7,239万8,000円の増となります。

歳入では介護保険料3億4,841万4,000円、前年度より5,264万円の増でございます。

国庫支出金2億5,358万5,000円、前年度より1,325万9,000円の増。

支払基金交付金3億6,629万5,000円でございます。

歳出の主なものは総務費1,407万8,000円、前年度よりも250万2,000円の減でございます。

保険給付費12億9,927万8,000円、前年度比7,652万4,000円の増でございます。今後も介

護を受ける方はふえていくと思いますので、予算も毎年増になることと思います。高齢化を迎えても元気で過ごせるよう、本人はもとより行政も努力していかなければならないと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第23号 平成27年度利根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議案第24号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） 議案第24号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算について、予算審査特別委員会に3月3日付託されました議案を、3月10日、委員11名、町長、担当課長、職員出席のもと審査しました結果、全員賛成で可決いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

歳入歳出総額それぞれ868万5,000円で、歳入の主なものはサービス収入379万4,000円、繰入金486万7,000円となっています。前年度よりも66万7,000円の増でございます。

歳出はサービス事業費868万4,000円、前年度よりも66万7,000円の増となっております。その他に関しましては、例年どおりで、委員の方からの質疑もありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第24号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第20、議案第25号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案については、予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

若泉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（若泉昌寿君） 議案第25号、予算審査特別委員会に3月3日付託されました平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について報告をいたします。

予算審査特別委員会は、3月10日、委員11名、町長、担当課長、職員出席のもと審査しました結果、全員の賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

歳入歳出それぞれ3億3,078万3,000円で、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料1億3,626万9,000円と一般会計繰入金1億8,858万9,000円でございます。

歳出では、総務費1,649万円、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,393万2,000円、前年度より1,048万7,000円の増でございます。

その他については、ほぼ例年のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

それから、委員の皆さん、3日間にわたりましてご苦勞さまでございました。

特に一般会計につきましては、町税も年々減るような状況でございます。ぜひとも町長初め、執行部の皆さんには、町民のためになるような予算執行をお願いしたいと思います。

それから、特別会計、特に介護保険、国民健康保険、これは年々増加しております。この利根町、高齢者がますますふえておりますので、この医療費はこれからもかさむものと思いますが、町民の皆さん、特に高齢者の皆さんが元気で過ごせるように、これも執行部の皆さんにぜひともそういう施策をよろしくお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第25号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第21、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時38分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第22号、請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本件については、厚生文教常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

今井厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長今井利和君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（今井利和君） 厚生文教常任委員会よりご報告いたします。

平成27年3月3日付で厚生文教常任委員会に付託されました請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願です。

3月6日、本会議終了後、厚生文教常任委員会を開会しました。

厚生文教常任委員会委員の花嶋副委員長、五十嵐委員、白旗委員、船川委員、石山委員、そして私の厚生文教常任委員会全委員出席のもと開会されました。

事務調査の内容についてご報告いたします。

請願第8号について、紹介議員である船川委員より説明があり、記載の1、2、3、4について審査いたしました。

意見として、手話言語法とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

日本政府は、国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立しました改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることが定められました。

また、東京と大阪との手話の違いは方言の違い。学校教育では、西洋ではかなり普及し

ているようだ。手話についての偏見の見方をしないようにする。手話に対してもっと勉強の認識レベルを高めていくことが必要。手話をもっともっと自由に使えるような環境にすること。全国で手話を必要とする人はおおよそ何人ぐらい。統計的には数字はわからない。茨城県内のろう学校の現状は、声の発声や難しい手話でコミュニケーションが自由にできる状態であればよい。唇の動きを読んでわかる人がいる。請願の第2、自由に手話を使えるよう環境整備を行う内容について議論は余り深くやらなくてもよい。請願をまとめて国などの行政機関に提出することだ。各委員からの意見も尽くされ、反対の意見もなく審議が終了いたしました。

採決することを諮ったところ、採決することに異議なしの声があり、採決の結果、請願第8号は全員賛成により採択となりました。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、請願第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第23、議員提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

提出者船川京子議員。

〔4番船川京子君登壇〕

○4番（船川京子君） 「手話言語法」制定を求める意見書

提出者	利根町議会議員	船川京子
賛成者	同	今井利和
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	五十嵐辰雄
賛成者	同	白旗修
賛成者	同	石山肖子

趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National language）と同じ位置で教育を行うこと
2. きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使えるよう、ろう学校および一般校における環境整備を行うこと
3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと
4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月16日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
衆議院議長 参議院議長

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第24、議員提出議案第3号 米価下落等への対策を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

提出者若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 議員提出議案第3号

平成27年3月16日

利根町議会議長 井原正光様

提出者 利根町議会議員 若 泉 昌 寿

賛成者 同 五十嵐 辰 雄

賛成者 同 守 谷 貞 明

賛成者 同 花 嶋 美清雄

米価下落等への対策を求める意見書

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

米価下落等への対策を求める意見書

米政策等の見直しによる農政の大転換期を迎え、平成26年産米を取り巻く環境は、前年産の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などの要因により、大幅に値下がりした。今後も需給が改善されず、再生産に必要な採算ラインを割る状況が続けば、農業経営が破綻することは避けられない状況にある。

よって、国においては、農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農が継続できる環境整備を行うとともに、米価が下落している状況を真摯に受け止め、直ちに過剰米の市場隔離などの米需給調整対策を講じ、地域の個性を活かした多様な農業を展開できるように、次の事項について強く要望する。

記

1. 民間過剰在庫米は、国の責任において買い上げ、ODAによる現物提供や飼料用米などに転用し、価格安定を図ること
2. 収入減少緩和対策（ナラシ対策）交付金の早期支払いを行うこととし、再生産可能な水準まで交付額を拡充すること
3. 米の需給改善のため、米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図り、かつ本格的な輸出促進対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月16日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第3号 米価下落等への対策を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） ここで放射能等災害対策特別委員長から委員会審査の報告があります。

花嶋美清雄放射能等災害対策特別委員長。

〔放射能等災害対策特別委員会委員長花嶋美清雄君登壇〕

○放射能等災害対策特別委員会委員長（花嶋美清雄君） 利根町議会放射能等災害対策特別委員会について報告します。

平成23年3月11日の東日本大震災福島第一原発の事故により、利根町においても大きな被害を受けることになりました。利根町議会においては、平成24年3月27日から現地調査

を含めた放射能等災害対策特別委員会を設置することになりました。

26年度は6月6日、2月24日の2回、合計11回特別委員会を開催しました。

特別委員会においては、町の関係職員の方に参加していただき中で、放射能対策の方向性や進捗状況などを説明していただき、委員会としては現状の把握に努めることができるとともに、議会の持つチェック機能が果たせたと思います。

また、町に対する要望や指摘などさまざまな意見があり、それらを参考に慎重に審査し、委員会として、また提言もしてきました。

主なものとして、小学校及び公園、公共施設だけでなく、民間所有地における除染やホットスポットなど放射線量の高い場所における除染などの対応について、積極的に行ってまいりました。主な内容は次のとおりです。

1、放射線量の測定方法の改善、2、農産物の安全性についてのさらなる周知、3、子供たちの健康被害に対するリスク軽減、4、放射線量の高い側溝の汚泥の対応、5、町対策本部における運営方法や認識の改善などです。

当初予想されていなかった特別交付金の説明もあり、町に対してはもっと行政が介入してより多くの除染ができたのではないかと、当初の除染計画は甘かったのではないかとという厳しい意見もいただきました。しかしながら、今年度からは、国においても、また町としても、利根町における放射能対策について大きな動きもなく、定期的な放射線量の測定を中心に行われることとなり、委員会としては経過を見守る形となりました。

測定の中心となる公園などの空間放射線量は、2012年2月時点0.22マイクロシーベルトから0.32マイクロシーベルトであったものが、27年の2月時点では0.07から0.15マイクロシーベルトまで、約3分の1程度まで下がっており、これらは除染作業によるものと、セシウム134の半減期によるものと思われる。

また、食品においても、事故後、利根町産のお米からは放射能は検出しておらず、学校給食についても随時食品放射能検査を行っており、安心できると思われています。

さらに、道路の側溝の汚泥についても放射線量が下がっており、場所によっては汚泥を引き上げ処分場へ搬出できるようになってきました。

その他、個人的には26年の12月議会において、チェルノブイリ原発事故で、事故後4から5年後に内部被曝による甲状腺がんの発症が増加していることから、利根町において甲状腺がんの検診の助成などを検討しているかどうか伺いました。

町回答としては、原発事故子ども・被災者支援法による支援対象区域に茨城県は指定されていないことと、また、茨城県内で幾つかの自治体が甲状腺超音波検査を実施していますが、検査結果として要精密検査者がゼロであること、町内の放射能被害の現状等から、現時点では検討することは考えていないとの回答でした。

全体として放射能被害について、少しずつながらも改善しているという認識でおりますが、本委員会については町の対策本部が解散するまで、今後も継続していく予定であります。

す。

以上をもちまして放射能等災害対策特別委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

暫時休憩します。

午後 3 時 0 4 分休憩

午後 3 時 0 4 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 次に、農業活性化対策特別委員長から委員会審査の報告があります。

若泉農業活性化対策特別委員長。

〔農業活性化対策特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○農業活性化対策特別委員会委員長（若泉昌寿君） 利根町農業活性化特別委員会の委員長として、これまで数回、委員会を開いてまいりました。この利根町、特に今後の農業をどのようにやっていけば存続できるか、そういうことで会議を開いてまいりました。

しかしながら、先ほど国のほうに意見書として提出しましたが、我々委員会といたしましてはまだまだこれからやらなくてはいけない、そういう状況でございますが、我々の任期は4月29日で終わりなんです。ですから、ここで利根町農業活性化対策特別委員会は一応ここで解散したいと思います。

○議長（井原正光君） 次に、議員視察研修報告について発言を求められておりますので、これを許します。

新井邦弘議員。

〔2番新井邦弘君登壇〕

○2番（新井邦弘君） 去る2月18日、茨城県市町村会館で町村議会議員自治研究会に、井原議長、若泉副議長、船川議員、そして私の4名で参加をいたしました。

研究内容としましては、読売新聞東京本社編集委員、青山彰久氏による「地方創生と地方自治」、また、日本大学法学部教授、岩井奉信氏による「今後の政局、政治展望」の二つの講演でした。

「地方創生と地方自治」では、大きく分けて五つの課題で、1、長期ビジョン総合戦略もうひとつの読み方、2、岐路に立つ地方自治体、問われる首長と議会、3、これまでの人口減少対策論の中にある三つの疑問、4、政策の基本は住み心地よき地域をつくるの視点、5、人口減少対策を考えるでありました。

私の感想としましては、地方自治体は新年度予算に計上した各省のメニュー補助金と地

方財政計画で創設した地方創生枠を使って事業を実施し、自治体消滅論に惑わされず地域の現場に根差した総合政策をつくるべきであると思います。

また、補助金の獲得競争よりも何をするために補助金を使うのかを議論し、人口減少社会だからこそ息の長い政策が大切で、住民の力を引き出し、日本の中から利根町の位置と役割を考えるべきであると思います。

以上で町村議会議員自治研究会の報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、組合・企業団議員から各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

稲敷地方広域市町村圏事務組合新井邦弘議員。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員新井邦弘君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（新井邦弘君） 稲敷広域議員を代表して、平成26年度の稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の状況及び議会活動状況についてご報告いたします。

初めに、議会の開催状況でございますが、平成26年度は定例会2回、臨時会1回を行っております。

順に申し上げますと、8月7日に第1回組合議会臨時会が開催されまして、消防ポンプ自動車の取得、高規格救急自動車の取得、工事請負契約及び一般会計補正予算、以上4案件が提案され、原案のとおり可決をいたしました。

なお、消防ポンプ自動車は牛久消防署配置の消防ポンプ自動車を更新したもので、12月11日納車、高規格救急自動車は、利根町消防署配置の高規格救急自動車を更新したもので、12月19日に納車され、それぞれ運用を開始しております。

また、工事請負契約につきましては、江戸崎消防署と美浦出張所を統合した新たな消防署「いなほ消防署」の建設工事で、開署は平成27年4月1日となっております。

次に、11月5日に平成26年第2回組合議会定例会が開催され、平成25年度組合一般会計歳入歳出決算、平成25年度組合立養護老人ホーム松風園特別会計歳入歳出決算及び平成25年度水防事業特別会計歳入歳出決算、以上3案件につきまして原案のとおり認定いたしました。

そのほか、監査委員の選任、平成27年度組合関係市町村の分賦金割合及び一般会計補正予算の専決処分が提案され、いずれも原案のとおり同意、可決、承認いたしました。

利根町に関係するものにつきましては、平成26年度予算で計上されていた利根消防署庁舎の外装塗装改修工事及びフェンス等改修工事が行われております。

以上が議会の開催状況でございます。

報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合高橋一男議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員高橋一男君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（高橋一男君） それでは、報告いたします。

平成27年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合定例会が平成27年2月24日に開催されました。

議案第1号は、平成26年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号）で、補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億876万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億2,155万2,000円とするものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金で11億5,653万6,000円の増額、使用料及び手数料で50万円を減額、国庫支出金で5億7,826万8,000円を増額、繰越金で7,446万3,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、議会費で視察研修費時の費用弁償等で25万円を減額、総務費の一般管理費で職員の人件費234万9,000円、委託料の契約差金で76万9,000円をそれぞれ減額、また、積立金では平成25年度決算剰余金のうち、3市町分で6,575万円、牛久市を含めた4市町分で256万6,000円を新規に積み立てするものであります。

衛生費の清掃施設費では、需用費の燃料費で750万円、光熱水費で740万円をそれぞれ増額、委託料におきましては契約差金により453万6,000円を減額、工事請負費では基幹的設備改良工事で17億3,480万4,000円を増額、最終処分場費では備品購入費の契約差金110万円を減額しようとするものです。

議案第2号は、平成27年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計予算、前年度と比較して1億411万9,000円の減額となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,540万円に定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金で10億3,546万1,000円、前年度と比較して9,265万3,000円の減額計上となっております。

使用料及び手数料につきましては、衛生手数料で1億5,036万4,000円、前年度と比較して435万円の減額計上となっております。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

諸収入の雑入では、資源有価物売払収入で、前年度と比較して711万円の増額計上となっております。

組合債につきましては、基幹的設備改良事業債として1億4,890万円で、前年度と比較して4,440万円の増額計上となっております。

歳出につきましては、議会費で前年度と比較して4万円の増額計上となっております。

総務費の一般管理費では、職員2名の退職等により前年度と比較して1,703万円の減額計上となっております。

衛生費の清掃施設費では、前年度と比較して1億1,796万5,000円の増額計上となっております。

最終処分場費では、前年度と比較して392万7,000円の減額計上となっております。

旧清掃工場では、前年度と比較して11万6,000円の増額計上となっております。

公債費では、清掃工場建設事業債及び旧工場環境保全対策事業債の償還の完了等により前年度と比較して2億279万1,000円の減額計上となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の計上となっております。

議案第3号は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任についてでございます。平成27年3月31日で任期満了となります龍ヶ崎市選出の公平委員会委員につきましては、龍ヶ崎市から推薦の菅谷正義氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

以上、議案第1号から議案第3号までの議案、全て原案どおり同意または可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合坂本啓次議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） それでは、私のほうは龍ヶ崎地方衛生組合の報告をいたします。

内容につきまして詳しく詳細に知りたい方は、私のほうにたくさんの資料がございますので、私のほうに申し出てください。私のほうからとしては、補正予算の歳入歳出のみ報告させていただきますので、あしからずお願い申し上げます。

龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告をいたします。

平成27年2月25日に第1回定例会が開催されました。審議案件は提出議案は3件ございました。

第1議案は、龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任の件でした。長い間、務めていた、本当にまじめな取手市選出の中尾友昭委員がこの3月に任期満了となり、その後任の委員に、牛久市役所に長いこと勤務していた益子政一氏が公平委員に推薦された件でございます。

第2議案は、平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算であります。歳入歳出の予算総額7億5,960万9,000円から、歳出歳入それぞれ1,963万7,000円を減額し7億3,997万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第3号は、平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算でありました。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,880万円とし、前年度比1億8,080万9,000円の増額となりますとの提案でございました。

これら3議案の案件に対し、各担当課より詳細の説明を受け、質疑、討論を活発に行いました。後に慎重審議の結果、賛成多数で可決、承認いたしました。

以上でございますが。

○11番（若泉昌寿君） 委員長、冒頭に補正予算のみって言いましたね。

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） 言ったよ、言わなかったっけ。

補正予算だよ。

○11番（若泉昌寿君） そうなんだけれども、27年度のを今発表したじゃないですか、補正予算のみって冒頭に言ったのに。

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） これ、みんな補正予算だよ。

○11番（若泉昌寿君） 27年度の予算は補正じゃないですよ。

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） 違うよ、平成27年2月25日に第1回定例会の開催がされましたということだけ言っただけですよ。27年度とは言っていないよ。これはあくまでも補正だもの。

その件に関しては日にちは変えていないから大丈夫です。

なお、詳細につきまして知りたい方は、私のほうに申し出てください。資料はたくさんございますので、よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合今井利和議員。

[茨城県後期高齢者医療広域連合議員今井利和君登壇]

○茨城県後期高齢者医療広域連合議員（今井利和君） 発表します。

平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合定例会の報告を申し上げます。

平成27年2月16日、第1回定例会が開催されました。提出されました議案は11件です。

議案第1号は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。夏期休暇の日数が市町村によって異なることから、職員の勤務条件を統一するための条例です。

議案第2号は、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための措置等について規定を整備するためのものです。

議案第3号は、茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてです。国民の利益保護の一層の充実を図るため、行政手続法が改正されたことに伴い、法改正に対応した規定を整備するためのものです。

議案第4号は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてです。医療給付費負担金の過年度分に返還金が生じるなどによって、その財源を新たに確保しなければならない場合に備えて、基金繰り入れによる財政調整機能を強化するためのものです。

議案第5号は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてです。所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減に関する経費について、平成27年度においても国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が予算措置されることになったので、これに対応する

財政措置を実施するためのものです。

議案第6号は、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,141万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,453万1,000円とするものです。

議案第7号は、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73億7,215万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,847億7,702万1,000円とするものです。

議案第8号は、平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億8,522万5,000円と定め、一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定めるものです。

議案第9号は、平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,912万1,764万円と定め、一時借入金の借り入れの最高額は200億円と定めるものです。

議案第10号は、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについてです。平成27年3月28日をもって任期満了となるため、日立市の島崎英男氏が選任されました。

議案第11号は、茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについてです。平成27年3月28日をもって任期満了となるため、水戸市、石川 治氏、水戸市、内田一廣氏、水戸市、小林由士郎氏が選任されました。

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員は、利根町片岡 稔氏、東海村、本多喜久男氏、神栖市、大槻敏彦氏、常総市、小林一夫氏が選任されました。

全ての議案が承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県南水道企業団五十嵐辰雄議員。

〔茨城県南水道企業団議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議員（五十嵐辰雄君） 茨城県南水道企業団の議会報告をいたします。

平成27年第1回茨城県南水道企業団議会定例会は2月19日に開催されました。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、料金の徴収方法にクレジットカードによる指定代理納付者の方法を加えようとするものであります。議案第2号は、平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、新地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づいて作成されております。それでは様式に従いましてご説明いたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万2,079戸、年間総給水量は2,600万立方メートルで1日平均給水量

は7万1,038立方メートルです。主要な建設改良事業の工事費は8億6,778万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてでございますが、これは、企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものでございます。水道事業収益の総額は59億6,435万円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.3%の減となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は55億2,911万2,000円を予定し、水道事業収益の92.7%を占めております。

次に、営業外収益としまして、さきに述べました資金を伴わない利益である長期前受金戻入4億3,020万9,000円が発生するものです。

支出につきましては、水道事業費用の総額は54億7,173万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.9%の減となっております。その主なものを申し上げますと、営業費用が53億1,176万円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億6,172万7,000円を予定し、営業費用の51.9%を占めております。

営業外費用は1億5,711万2,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は6,364万7,000円でございます。

また、特別損失といたしまして70万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度水道料金の調定減でございます。以上が第3条に掲げました収益的収支でございます。

企業団は5年前から体質改善に取り組み、委託料、人件費等の縮減を含め事業費全体のコスト削減を図り、企業として経営努力を続けておりますが、その結果をもちましても、従来の会計基準による当年度純利益は919万4,000円でございます。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出について申します。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係る費用でございます。

収入につきましては総額で2,809万1,000円を予定し、その内訳としましては、消火栓設置工事の負担金が864万円、それから、下水道工事に伴う布設替え工事負担金1,945万1,000円となっております。

次に、支出につきましては総額で12億2,153万1,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は9億6,718万1,000円を予定し、そのうち工事請負費が8億6,778万円で、内容といたしましては配水管布設工事費が2億3,652万円、配水管布設替工事費が5億3,784万円、消火栓設置工事費が864万円となっております。また、企業債償還金につきましては2億4,895万円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上でございますが、11億9,344万円の支出資金が不足いたしました。その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,139万4,000円、減債積立金1億1,257万1,000円、過年度分損益勘定留保資金10億2,947万5,000円を予定しております。

次に、第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたものでございます。これは、平成27年度から平成31年度までの5年間について、配水場等水道施設管理業務委託費1億9,546万円、平成27年度から平成29年度までの3年間について、量水器検針・交換・開閉栓事務業務委託費3億5,368万1,000円を限度額として長期継続契約でございます。

次に、第6条は、営業費用と営業外費用との間で各項の経費の金額を流用することができるものと定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与費が5億4,493万円、交際費が20万8,000円です。

次に、第8条は、棚卸資産購入限度額でございます。4,890万6,000円を予定しております。

以上が、本定例会に上程されました議案です。全議案とも原案のとおり賛成多数で可決されました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 6番坂本啓次議員。

○6番（坂本啓次君） 先ほど衛生組合の報告の中で、冒頭に私が「一括補正」という発言をしたかと思いますが、冒頭の一括補正予算というのは削除を、もしできたらお願いいたします。

第1議案は人事案件で、第2議案が補正で、第3議案は予算でありますので、冒頭に補正予算と一括扱いしたのは私の間違いだと思いますので、もし削除できたらお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 以上で組合・企業団の議会報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成27年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼とご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月3日から本日までの長期間にわたり慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました合計25件の案件全てにつきまして、原案どおり決定並びに承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

これまで、議員の皆様や町民の皆様方のご理解とご協力のもと、一つ一つの主要施策に取り組んでまいりましたが、今議会定例会の初日にも施政方針で申し上げましたとおり、平成27年度は、福祉関連の新規事業を初め、農業・商工の振興や道路等の整備、消防・防災事業、また教育関係では小中学校の大規模改造事業、さらには人口減少防止対策事業や

60周年記念事業など、重要施策がたくさんございます。

また、これから具体的な準備を進めていきますが、地方創生に関連した地方人口ビジョンや地方版総合戦略の計画策定も今後の町の伸展につながる大変重要な主要事業であると認識をしております。来年度は本町における中長期を見通した地方人口ビジョンや5カ年の地方版総合戦略を策定し、その計画を着実に実行に移すことで、人口減少の防止対策を推進していきたいと考えているところであります。

引き続き行政は地域最大のサービス機関であることを念頭に置きながら、山積したさまざまな課題の解決に努めるとともに、安全・安心・安定を基本理念とした協働のまちづくりを着実に推進していきたいと考えておりますので、議員の皆様には、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、大変ご苦労さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

なお、議会日程の件ですが、改選後の初議会を5月に行い、平成27年第2回定例会は、平成27年6月2日火曜日の開会を予定しております。

また皆様方とこの議場でお会いすることを楽しみにしております。皆様のご健闘をお祈り申し上げます。

午後3時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

利根町議会副議長 若泉昌寿

署名議員 白旗 修

署名議員 高橋 一男